

大和郡山市 保育支援システム構築・運用業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、大和郡山市 保育支援システム構築・運用業務（以下「本業務」という。）を行う事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。応募者はこの実施要領の内容を踏まえ、企画提案書のほか関連書類を提出するものとする。

2. 業務の目的

本業務は、大和郡山市内の公立保育所・認定こども園に登降園管理システム利用のための端末並びに Wi-Fi 環境を整備し、保育業務支援システムを導入することにより、公立園利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築し、保育の質の向上を図ることを目的とする。

3. 業務概要

業務概要は以下の通りである。

(1) 業務名

大和郡山市 保育支援システム構築・運用業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「大和郡山市 保育支援システム構築・運用業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※運用保守業務期間：令和 7 年 10 月 20 日～令和 8 年 3 月 31 日（予定）

4. 参加資格等

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 大和郡山市から指名停止処分を受けていないこと、または指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 法人及びその役員が、大和郡山市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月大和郡山市条例第 21 号）に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）またはプライバシーマークの認証を受けていること。

5. スケジュール

公示日	令和7年6月20日（金）
質問期間	公示後～令和7年6月26日（木）午後5時
質問回答期限	令和7年6月30日（月）
参加表明書提出期限	令和7年7月2日（水）午後5時
参加資格通知	令和7年7月3日（木）
提案書等提出期限	令和7年7月16日（水）午後5時
ヒアリング	令和7年7月30日（水）
審査結果通知（予定）	令和7年7月31日（木）

※スケジュールについては、本市の都合により変更する場合があります。

6. 参加手続等

(1) 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、次により質問書(様式1)の提出をすること。質疑内容及びその回答は、HP上にて公表するものとし、質問への回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。なお、質疑がない場合は、質問書の提出は不要とする。

- ① 提出期限 令和7年6月26日（木）午後5時
- ② 提出先 大和郡山市保育支援課
- ③ 提出方法 電子メール (hoiku@city.yamatokoriyama.lg.jp) にて
質問書(様式1)を提出
- ④ 質問の回答 令和7年6月30日（月）

(2) 参加に必要な書類の提出

- ① 提出期限 令和7年7月2日（水）午後5時
- ② 提出先 大和郡山市保育支援課
- ③ 提出方法 郵送または持参
- ④ 提出書類
 - ア 参加表明書（様式2）
 - イ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式3）
 - ウ 機能要件表(仕様書別紙1)
※サービスの標準仕様で提供できる機能(カスタマイズによる対応は不可)は○を記入。サービスの標準仕様で提供できない機能は×を記入。
 - エ 元請事業者およびシステム提供者のプライバシーマーク登録証の写し
または 情報セキュリティマネジメントシステムISO27001（ISMS）登録証の写し
 - オ 印鑑証明書(写し可)

カ 商業登記簿謄本(全部事項証明書等)(写し可)

キ 納税証明書(写し可)

※参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式任意、辞退理由必須)を6.(1)の提出先まで電子メールにて提出すること。

※オ・カ・キについては、3ヵ月以内に証明されたものであること。なお、令和6・7年度大和郡山市指名競争入札参加資格者名簿(物品・委託等)に登録されている場合は提出不要。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和7年7月16日(水)午後5時
- ② 提出先 大和郡山市保育支援課
- ③ 提出方法 郵送または持参
- ④ 提出書類

提出書類	部数
企画提案書(任意様式)	正本1部、副本7部
見積書(任意様式)	正本1部

(4) 企画提案書(任意様式)作成にあたっての留意点

- ① A4版(必要に応じてA3版でも差支えないが、A4版サイズに折り込むこと)
- ② 40ページ以内(表紙、中表紙及び目次は含まない)
- ③ 評価基準表(様式4)に記載の内容に従い、提案内容を記載すること。
- ④ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

(5) 見積書(任意様式)作成にあたっての留意点

- ① 構築に係る費用(インシヤル費用)とシステム利用料(ランニング費用)を分けて提出すること。

7. 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限終了後は大和郡山市の同意なく、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、最優秀者の特定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 提出書類(上記6.(3)の複製を含む。)は、このプロポーザルの目的以外に使用せず、第三者に開示しない。
- (5) 提案者が提供した従業員等の個人情報は、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (6) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

8. 審査の方法

- (1) 審査方法

企画提案書等の内容及びヒアリングから総合的に審査し、最優秀者 1 者を特定する。なお、評価項目や評価視点は、評価基準表(様式4)のとおりとする。

(2) ヒアリング

企画提案書を提出した者に対し、以下のとおりヒアリングを行う。

① 実施日 令和7年7月30日(水)

② 出席者 5名以内

③ 時間 60分

・プレゼンテーション(デモンストレーション含む)：40分

・質疑応答：10分

・事前準備、片付け：10分

④ 内容

ア 企画提案書の内容説明、システムのデモンストレーション及び質疑応答

イ デモンストレーション(10分程度)では、以下の内容を実施すること

a システム概要(画面構成など)の説明

b 各機能の説明

・保護者との連絡機能(お知らせ配信、欠席遅刻連絡等)

・登降園管理機能等

※タブレットとPCで利用可能な機能が異なる場合や画面の構成・操作方法が異なる場合は、画面を用いてそれらの詳細を必ず説明すること。

(3) その他

ヒアリングは非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

プロジェクター及びスクリーンは当市で用意する。その他必要な機器等は参加者が用意すること。

9. 審査結果の通知

審査完了後、評価項目ごとの点数及び合計点を後日、提案者全員に文書で通知する。また、大和郡山市ホームページで結果を公表する。なお、評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

10. 担当部署との協議

最優秀者として特定された者は、契約締結に向けて仕様書等の詳細について担当部署と協議を行う。仕様書等の詳細は、候補者がこのプロポーザルで提案した内容が基本となるものの、大和郡山市と候補者との協議により最終決定する。なお、最優秀者として特定された者との協議が不調のときは、審査により順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた交渉を行う。

11. その他

(1) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。

(2) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し出ることにはできない。

(3) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

- (4) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、事業内容、仕様書等の契約内容を本市と協議した上で決定するため、最優秀者の特定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたと本市が判断した場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して、本市の規定により、資格停止措置を行うことがある。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
- ① 提出書類の確認により、資格参加要件を満たしていないことが認められた場合
 - ② 定められた期間内に提出書類等が提出されなかった場合
 - ③ 提出書類等の記載内容に著しく不備があるとき、または不正若しくは虚偽の記載があったと認められる場合
 - ④ 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ⑤ 本プロポーザルの関係者及び選考委員への接触や他の参加者との謀議など、審査及び選定に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為、または疑惑を招く行為を行った場合
 - ⑥ 定められたプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (7) 参加業者が1社となった場合もプロポーザルを実施し、本市が適当であると判断した場合には、契約を行う。

12. 事務局

所在地 〒639-1198 大和郡山市北郡山町2 4 8—4
担当課 大和郡山市保育支援課
電話番号 0743-53-1541
電子メール hoiku@city.yamatokoriyama.lg.jp